

相生市一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月
〈一部改訂〉

相 生 市

目 次

第1章 計画策定の基本事項

第1節 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 他の計画との関連	2
第3節 計画の対象	3
1 計画対象区域	3
2 計画の範囲	3
3 計画目標年度	4
4 計画人口	4

第2章 ごみ処理の現況把握と調査

第1節 ごみ処理の現況と課題	5
1 ごみ処理体系の概要	5
2 ごみ排出量の推移	10
3 ごみ排出原単位の推移及び比較	11
4 ごみ質の推移	12
5 中間処理	13
6 最終処分	14
第2節 ごみの減量化・再生利用の実績	15
1 家庭系ごみの資源化の状況	15
2 集団回収	15
第3節 問題点の整理と課題の抽出	16
1 ごみの発生抑制、減量化、再資源化	16
2 収集・運搬	16
3 中間処理	17
4 最終処分	17
5 適正処理困難物の取扱い	17
第4節 ごみ処理行政の動向	18
1 兵庫県資源循環推進計画の概要	18

第3章	ごみ処理基本計画	
第1節	基本方針及び目標値の設定	19
1	基本方針	19
2	兵庫県の計画と本市の目標値	20
第2節	ごみの減量化・再資源化計画	21
1	ごみ排出量	21
2	ごみの減量化・再資源化促進のための具体的な取組み	21
第3節	ごみの収集処理計画	23
1	ごみ処理量（中間処理量）	23
2	収集・運搬	24
3	中間処理（焼却処理・再資源化処理）	24
第4節	最終処分計画	25
1	最終処分量	25
第4章	し尿処理基本計画	
第1節	し尿処理の現況と課題	26
1	し尿処理の概況	26
2	し尿の収集・運搬の現況	27
3	し尿及び浄化槽汚泥の処理	27
4	処理施設	27
第2節	し尿処理基本計画	28
1	基本目標	28
2	水洗化率の向上	28
3	収集運搬処理	28
資料編		
1	家庭系ごみ原単位の予測	29
2	事業系ごみの予測	30
3	集団回収量の予測	31

第1章 計画策定の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

今日の物質的な豊かさと生活の利便性を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、燃料・資源の枯渇や地球温暖化を深刻なものとし、環境への負荷の増大が地球規模での喫緊の課題となっています。

この現状を理解し持続可能な社会を形成していくため、市民、行政、事業者が問題の重要性を認識し、燃料・資源の消費を抑制し環境への負荷を低減した「循環型社会」に転換していくことが求められています。

国は、平成12年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を行い、循環型社会の形成を進めてきました。

また、兵庫県においても、「兵庫県廃棄物処理計画（平成30年8月改訂）」を策定し、環境と調和した循環型のくらしの実現を目指しています。

このような背景を踏まえ、相生市（以下「本市」という。）では、平成14年1月に「相生市環境都市宣言」を行い、その中でごみの減量化、リサイクルの推進等により環境にやさしいまちを築いていくことを宣言し、様々な取り組みを進めています。

相生市環境都市宣言（平成14年10月1日宣言） ～ 抜粋 ～

わたしたちは、ここに美しい環境都市を目指し「環境にやさしいまち相生」を宣言し、次のことを実行します。

- 1 わたしたちは、ごみの減量化、リサイクルの推進、エネルギーの節約に努め、限りある資源を大切にします。

2 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物について、長期的・総合的な視野に立ち適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

相生市では、平成5年3月に「相生市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、将来の一般廃棄物の処理・処分の基本体系を計画し、新たにごみ焼却施設の整備を行いました。

また、平成9年7月に本計画を改定し、容器包装リサイクル法の施行に伴いごみの減量化と再資源化を目的として平成10年度からごみの有料化と資源ごみの分別収集を実施する等の施策の展開を行ってきました。

その後、改定を繰り返し、ごみ焼却施設の老朽化に伴う延命化やごみの収集処理に伴う効率化、更なるごみの減量化等を課題として現状の把握と分析を行い、本市の廃棄物行政の今後の方向性を定めるため、本計画を改定します。

第2節 計画の位置づけ

1 他の計画との関連

本計画は、相生市第6次総合計画、その他関連計画と整合を図っています。

相生市第6次総合計画

第4章 心地よい生活環境が保たれたまち

第3節 環境にやさしいまちづくり

基本方針

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、ごみの分別の徹底により、ごみ排出量の減量化、不法投棄などを防止し、市民及び事業者の環境への意識向上を図るとともに、処理施設の効率的な運営を通じて、廃棄物の適正処理に努める。

「めざそう値」

項目	R2 (現状)	めざそう値
		R7
クリーンなまちだと思ふ人の割合	75.0%	76%

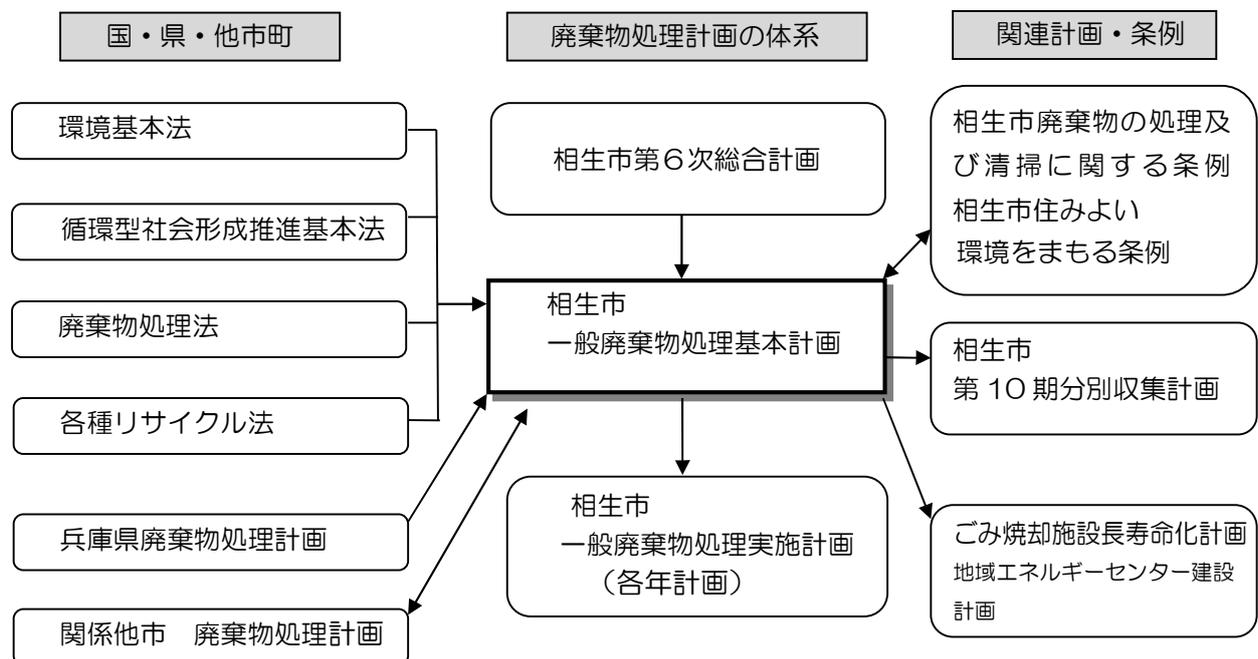


図 1-2-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の対象

1 計画対象区域

本計画の対象区域は、相生市全域とする。

2 計画の範囲

計画対象区域における、排出抑制施策から分別収集運搬施策、中間処理施策、最終処分・再生利用施策に至る一般廃棄物処理全般とします。

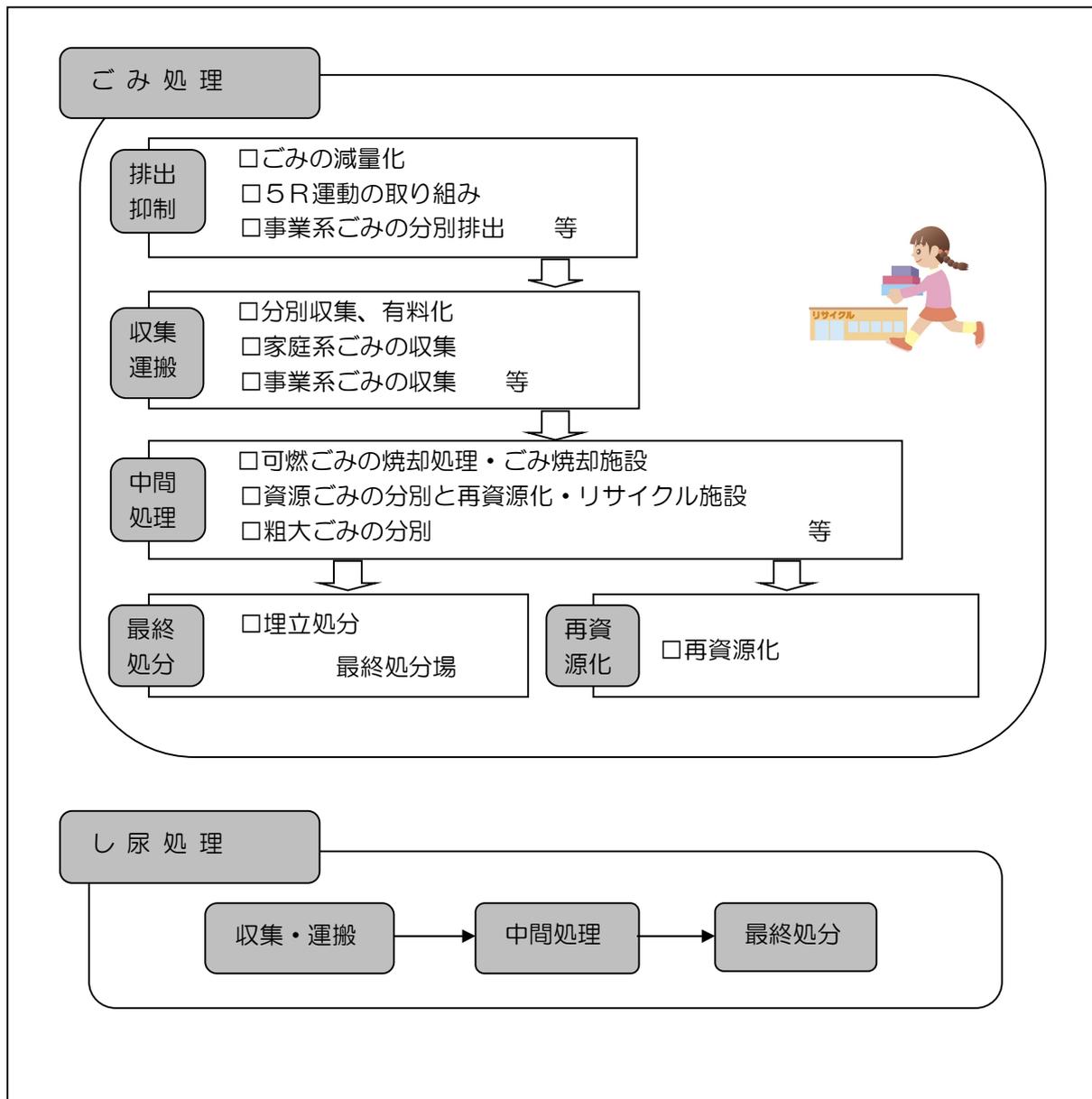


図 1-3-1 計画範囲

3 計画目標年度

計画目標年度は、令和7年度とします。

また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直すこととします。

計画目標年度 令和7年度
 計画基準年度 令和2年度

4 計画人口

日本の総人口が減少局面にある中、本市においても人口は昭和50年頃から減少を続けています。また、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴う少子高齢化も進行し、平成27年の年齢構成人口で、0歳～14歳の年少人口が11.2%、15歳～64歳の生産年齢人口が54.3%、65歳以上の老年人口が34.5%となっており、平成17年と比べ年少人口が1.1ポイント減少している反面、老年人口が9.1ポイント増加しています。

相生市の人口ビジョンでは、子育て世代の出産・子育て支援、若者・壮年層の市内雇用を拡充するなどの事業を推進することにより、令和7年の推計人口は27,832人となると予測しています。

表 1-3-1 過去の人口推移表

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
人口(人)	28,607	28,177	27,783	27,243	26,804
前年比(%)	-1.5	-1.5	-1.4	-1.9	-1.6

表 1-3-2 計画人口(将来人口推計)表

27,000人を維持
 (第6次総合計画目標人口)
 計画目標年度(令和7年度) 27,000人

第2章 ごみ処理の現況把握と調査

第1節 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理体系の概要

(1) 分別の種類

現在、本市のごみ種別は、下表の10種17分別に区分して収集しています。

表2-1-1 分別収集区分（現行）

【直営で収集するもの】

ごみ収集場所		（自治会）			
可燃ごみ	可燃ごみ	 必ず「指定袋」に入れてください。 ●台所ごみ ●木くず ●紙くず ●繊維くず ●ゴム・皮革品 ●指定袋に入るプラスチックごみ など	毎週（正月30日除く） 曜日		
	粗大ごみ	 必ず「シール券」を貼って出してください。 ●ガラス類 ●陶器類 ●家電品 ●家具・寝具類 ●その他粗大ごみ など	第4（正月30日除く） 曜日		
資源	新聞・雑誌類 雑がみ・紙パック	新聞 	雑誌類・雑がみ 	紙パック 	第1（正月30日除く） 曜日
	段ボール 発泡スチロール類	段ボール 	発泡スチロール 	第 水	（正月30日除く） 曜日
資源	びん類	透明 	茶色 	その他 	第2（正月30日除く） 曜日
	金属類	飲料缶 （アルミ・スチール缶） 	その他金属 50kgかつ2m以下で 大人2人で持てる金属 部分が9割のもの 	第3（正月30日除く） 曜日	
資源	ペットボトル 容器包装 プラスチック類	ペットボトル 	容器包装プラスチック類 	第 水	（正月30日除く） 曜日
	蛍光灯類 乾電池類	蛍光灯類・乾電池類 	第4（正月30日除く） 曜日		
<p>収集日の当日「8時30分」までに出してください。 可燃ごみは「指定袋」以外は収集できません。 粗大ごみは「シール券」を貼って出してください。 必ず「決められたところ」へ出してください。 詳しくは「相生市民カレンダー」をご覧ください。</p>					

相生市

【美化センターへ持ち込みのみ及び特殊ごみとして無料で回収するもの】

有料ごみ	不燃ごみ	灰・砂・土
無料ごみ	乾電池	乾電池・ボタン電池等
	蛍光灯	蛍光灯・LED・白熱電球等
	食用廃油	てんぷら油などの植物性食用油の廃油

(2) 収集運搬体系

本市のごみ収集運搬体系は、下表のとおりです。

表2-1-2 ごみ収集区分・体系

【収集対象ごみ】

区 分		直 営		委 託		許 可 業 者
業者名・数等		—		a b 相生環境衛生有限責任事業組合 c 相生・上郡広域シルバー人材センター		25業者 (許可業者)
収集対象		家庭系ごみでステーション回収するもの		a 家庭系ごみでステーション回収するもの b デポジット缶(27年度で廃止) c 家庭系ごみで拠点回収する資源ごみ		事業系ごみ (事業所から事業活動に伴って生じるごみ)
収集区域		矢野・若狭野地区を除く市内全域		a 矢野・若狭野地区 b, c 市内全域		市内全域
収 集 回 数	可燃ごみ	定日収集(週2回)		定日収集(週2回)		随時収集
	粗大ごみ	定日収集(月1回)		定日収集(月1回)		随時収集 ※不燃性粗大を除く
	新聞・雑誌等	新聞・雑誌 紙パック・雑紙	定日収集(月1回)	新聞・雑誌 紙パック・雑紙	定日収集(月1回)	随時収集
	段ボール・ 発泡スチロール	段ボール・ 発泡スチロール	定日収集(月1回)	段ボール・ 発泡スチロール	定日収集(月1回)	随時収集
	びん類	無色びん、茶色びん、 その他の色びん	定日収集(月1回)	無色びん、茶色びん その他の色びん	定日収集(月1回)	随時収集
	金属類	飲料缶、 その他金属類	定日収集(月1回)	飲料缶、 その他金属類	a 定日収集(月1回) b 随時収集	随時収集
	ペットボトル・ 容器包装プラスチック類	ペットボトル、 容器包装プラスチック類	定日収集(月1回)	ペットボトル、 容器包装プラスチック類	a 定日収集(月1回) c 随時収集	随時収集
	食用廃油				定日収集(月2回)	
	乾電池・蛍光灯	定日収集(月1回)		随時収集		随時収集
収 集 形 態	可燃ごみ、粗大ごみ	ステーション		ステーション		戸別収集
	新聞・雑誌等 段ボール・発泡スチロール	ステーション及び拠点		ステーション及び拠点回収		戸別収集
	びん類、金属類	ステーション及び拠点		ステーション及び拠点回収		戸別収集
	ペットボトル・ 容器包装プラスチック類	ステーション及び拠点		ステーション及び拠点回収		戸別収集
	食用廃油、乾電池	拠点回収		拠点回収		

【市が収集・処分しないごみ】

種 類	(品 目)	排出・処理等の方法	備 考
家電品 (家電リサイクル法 対象分)	冷凍・冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ (ブラウン管型・薄型)、衣類乾燥機	販売店での引取り、 指定引取り場所へ搬入	平成13年4月から 平成21年4月改正 (家電リサイクル法)
医療系廃棄物	注射針、薬液バッグなど	販売店での引取り、 指定引取り場所へ搬入	
適正処理困難物	コンクリートブロックや波板トタン等 の廃材、農薬・薬品、その他市が適正処 理困難物と認めたごみ	販売店に確認	

(3) 処理体系

本市の処理体系は、下表のとおりです。

表2-1-3 ごみ処理方法と処理施設（現行）

【一般廃棄物の処理】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先	処理能力	処理方法設備等	竣工年月所在地
可燃ごみ	焼却処理	美化センター	62 t / 日 (31 t / 日 × 2 炉)	准連燃焼式流動床炉	平成7年3月 佐方字峯浦753-1
粗大ごみ	破碎選別処理	美化センター		切断機	平成7年3月 佐方字峯浦753-1
		大栄環境(株) (株)イボキン		破碎・選別・圧縮	
発泡スチロール	減容処理	リサイクルセンター		発泡スチロール減容器	平成10年10月 佐方字摺鉢山5306-9
ペットボトル・容器包装プラスチック類	選別・圧縮処理	リサイクルセンター	4.4 t / 日	手選別設備 圧縮梱包設備	平成10年10月 佐方字摺鉢山5306-9
乾電池・蛍光灯	外部委託処理	見積合せにより決定			

【特別管理一般廃棄物の処理】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先	備 考
感染性一般廃棄物	事業者による処理		
ばいじん	キレート	最終処分場	平成24年度よりセメント固化→キレートへ変更
PCBを使用した部品	メーカーによる除去・保管		廃エアコンディショナー、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる部品

【最終処分】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先	処理場の名称	面積・容積	供用開始年月
焼却残渣・破碎残渣	埋立処分	最終処分場	相生市最終処分場	1.15ha 8.6万m ³ （一般廃棄物）	昭和60年8月

【資源化】

廃棄物の種類	処理方法	処理委託先	備 考
新聞・雑誌等、発泡インゴット、透明・茶色びん、金属類	—	見積合せにより決定	売 却
ペットボトル	圧縮処理	見積合せにより決定	平成17年4月より売却
びん 容器包装 プラスチック類	—	(財)容器包装リサイクル協会	令和5年4月より処理委託（びん） 平成12年4月より処理委託（容ブラ）
食用廃油	精製 (BDF燃料化)	公協産業(株)	平成25年9月より売却
剪定枝	燃料用木質チップ処理	住友大阪セメント(株)	平成25年6月より処理委託

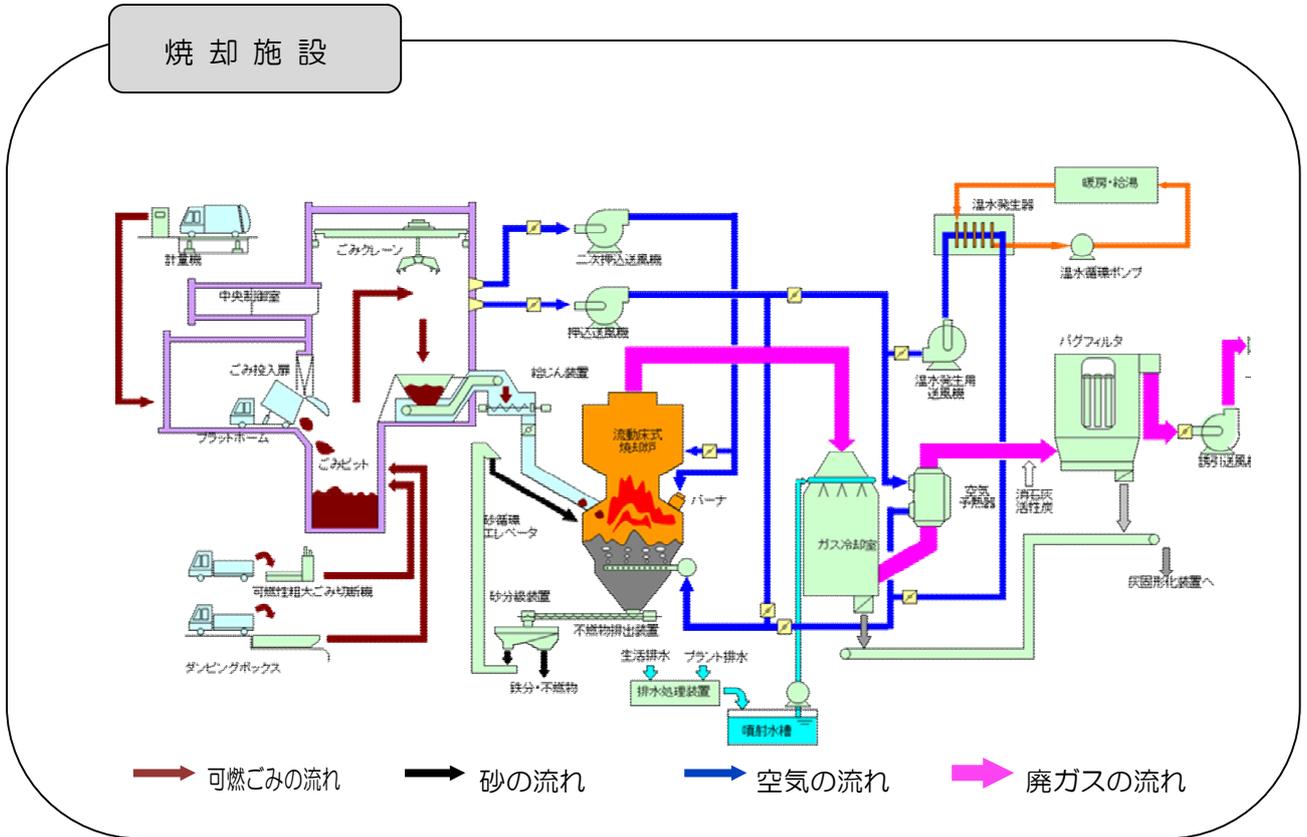


図2-1-1 ごみ焼却施設 焼却処理フロー

(4) ごみ処理フロー

本市のごみ処理のフローは、下図のとおりです。

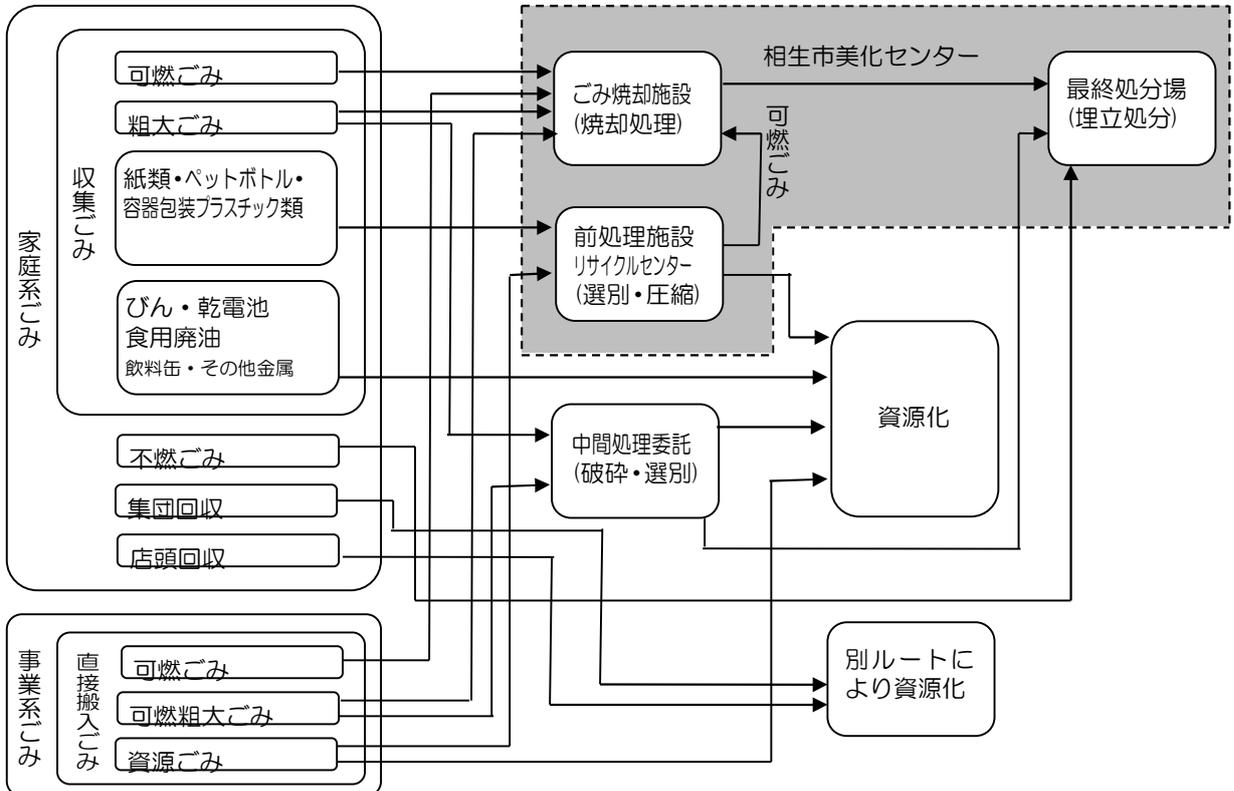


図2-1-2 ごみ処理フロー図

(5) ごみ排出処理状況

本市のごみ排出処理の状況は、下表のとおりです。

表 2-1-4 ごみ排出処理の状況（令和4年度）

収集・運搬				中間処理			
収集区分	ごみの種別		搬入量 (t)	処理方法・場所	処理量 (t)	備考	
直接搬入	有料	家庭・事業・公共系	4,179	焼却処理	焼却量 9,149	※焼却量は、 含水重量	
収集	有料ごみ	1 可燃ごみ	4,114	美化センター			
		2 可燃性粗大ごみ	69				
		3 不燃性粗大ごみ	131	資源化処理 委託業者	処理量 102 うち 資源化 93 残渣 9	※残渣は、最終 処分場埋立	
	可燃・粗大ごみ計		(4,314)				
	ステーション	無料ごみ(資源ごみ)	4 新聞・雑誌・紙ハック	294	リサイクルセンター	処理量 1,168 うち 資源化 1,119 残渣 49	※資源化分は、 業者引取 ※残渣は、最終 処分場埋立
			5 段ボール・発泡スチロール	63			
			6 ハットボトル・プラスチック類	21			
			7 びん類	90			
			8 金属類	47			
	拠点・量販		9 食品トレイ ハットボトル プラスチック類 食用廃油	180			
資源ごみ 計			(695)				
収集 計			5,009				
処理量 合計			9,188	処理量 計	焼却量 9,149 資源化量 1,168		

最終処分

処理方法・場所	処分量 (t)
埋立処分・最終処分場	759



2 ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移は、下表及び下図のとおりです。

表2-1-5に示すように、本市内から排出されるごみのうち家庭系廃棄物、事業系廃棄物は減少傾向にあります。

表2-1-5 ごみ排出量の推移

項目\年度		R元	R2	R3	R4
行政区域内人口	人	28,607	28,177	27,783	27,243
総排出量	t/年	9,803	9,702	9,383	9,188
○家庭系廃棄物	t/年	5,993	5,962	5,631	5,385
○収集ごみ(直営)	t/年	5,407	5,400	5,224	5,009
○可燃ごみ	t/年	4,319	4,313	4,243	4,114
○不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
○資源ごみ	t/年	837	836	767	695
○粗大ごみ	t/年	250	251	214	200
○直接搬入ごみ	t/年	586	562	407	376
○可燃ごみ	t/年	274	298	199	179
○その他	t/年	312	264	208	197
○事業系廃棄物	t/年	3,810	3,740	3,752	3,803
○収集ごみ(許可)	t/年	3,810	3,740	3,752	3,803
○可燃ごみ	t/年	3,442	3,384	3,458	3,506
○不燃ごみ	t/年	82	102	60	57
○資源ごみ	t/年	286	254	234	240
○集団回収量	t/年	227	151	137	153

注) ごみ排出量は、「兵庫県的一般廃棄物処理」参照
 行政区域内人口は、「相生市 町別人口集計表(外国人を含む) 各年度3月31日」参照

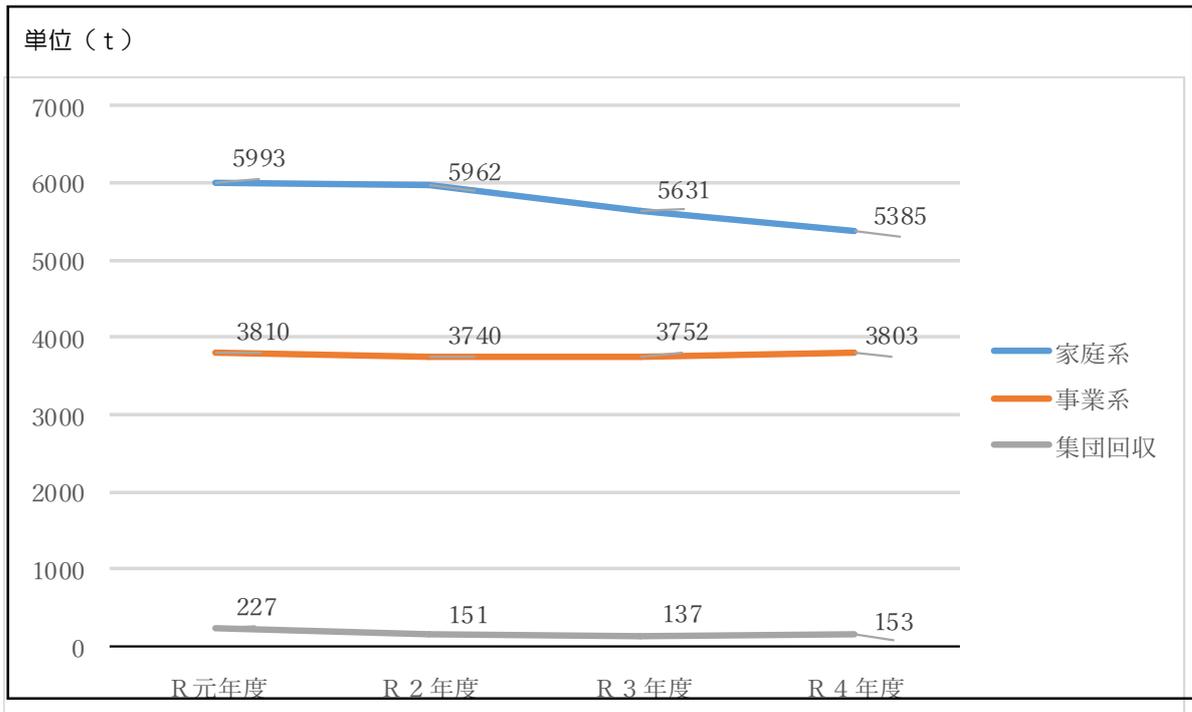


図 2-1-3 ごみ排出量の推移

3 ごみ排出原単位の推移及び比較

(1) 排出原単位の推移

1人1日排出量（総排出量及び家庭系廃棄物量を365日で除し、さらにその年度の人口で除したものを、それぞれ「総排出原単位」及び「家庭系排出原単位」という。）の推移は次の表のとおりです。

なお、事業系ごみ量については、年間排出量を365日で除したものを事業系排出原単位としています。（以下、これらを総括して「ごみ排出原単位」という。）

表2-1-6 ごみ排出原単位の推移

項目\年度		R元	R2	R3	R4
人口	人	28,607	28,177	27,783	27,243
総排出量	g/人・日	938.8	943.3	925.2	924.0
○家庭系廃棄物	g/人・日	574.0	579.7	555.3	541.5
○収集ごみ(直営)	g/人・日	517.8	525.1	515.1	503.7
○可燃ごみ	g/人・日	413.6	419.4	418.4	413.7
○不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0
○資源ごみ	g/人・日	80.2	81.3	75.6	69.9
○粗大ごみ	g/人・日	23.9	24.4	21.1	20.1
○直接搬入ごみ	g/人・日	56.1	54.6	40.1	37.8
○可燃ごみ	g/人・日	26.2	29.0	19.6	18.0
○その他	g/人・日	29.9	25.7	20.5	19.8
○事業系廃棄物	t/日	10.4	10.2	10.3	10.4
○収集ごみ(許可)	t/日	10.4	10.2	10.3	10.4
○可燃ごみ	t/日	9.4	9.3	9.5	9.6
○不燃ごみ	t/日	0.2	0.3	0.2	0.2
○資源ごみ	t/日	0.8	0.7	0.6	0.7
○集団回収量	g/人・日	21.7	14.7	13.5	15.4

排出原単位(g/人・日)

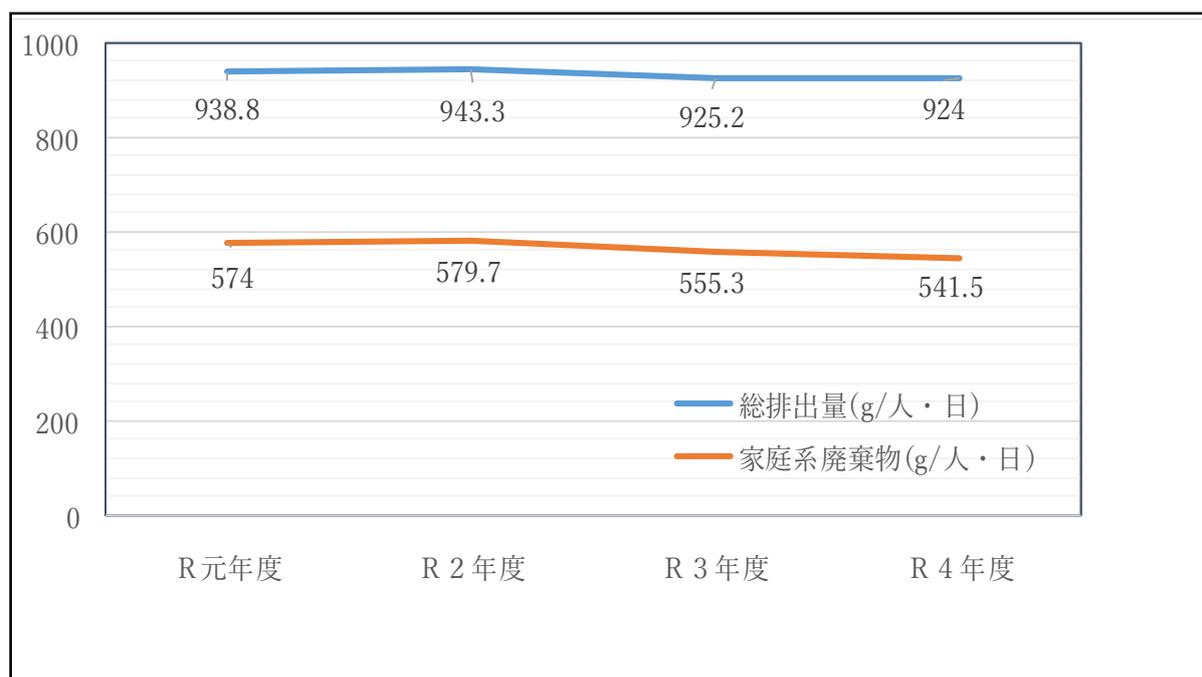


図2-1-4 ごみ排出原単位の推移

4 ごみ質の推移

焼却ごみのごみ質の分析結果は、下表、下図のとおりです。

表2-1-7 ごみ質分析結果

測定年度		単位	R元	R2	R3	R4
組成分析	紙・布類	%	41.3	42.1	35.7	39.5
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	30.5	19.1	27.6	31.6
	木・竹・わら類	%	16.0	20.4	17.4	4.1
	厨芥類	%	7.5	8.1	9.6	22.6
	不燃物類	%	1.4	4.4	3.5	0.9
	その他	%	3.3	5.9	6.2	1.3
単位容積重量		kg/m ³	155	234	241	185
3成分	水分	%	47.0	54.1	45.4	48.9
	灰分	%	7.0	9.8	6.1	4.5
	可燃物	%	46.0	36.1	48.5	46.6
低位発熱量 (計算値)		kcal/kg	1,790	1,300	1,910	1,800

※組成分析の数値は、乾燥重量による。

※厨芥類とは、台所から出る野菜くずなどの生ごみ

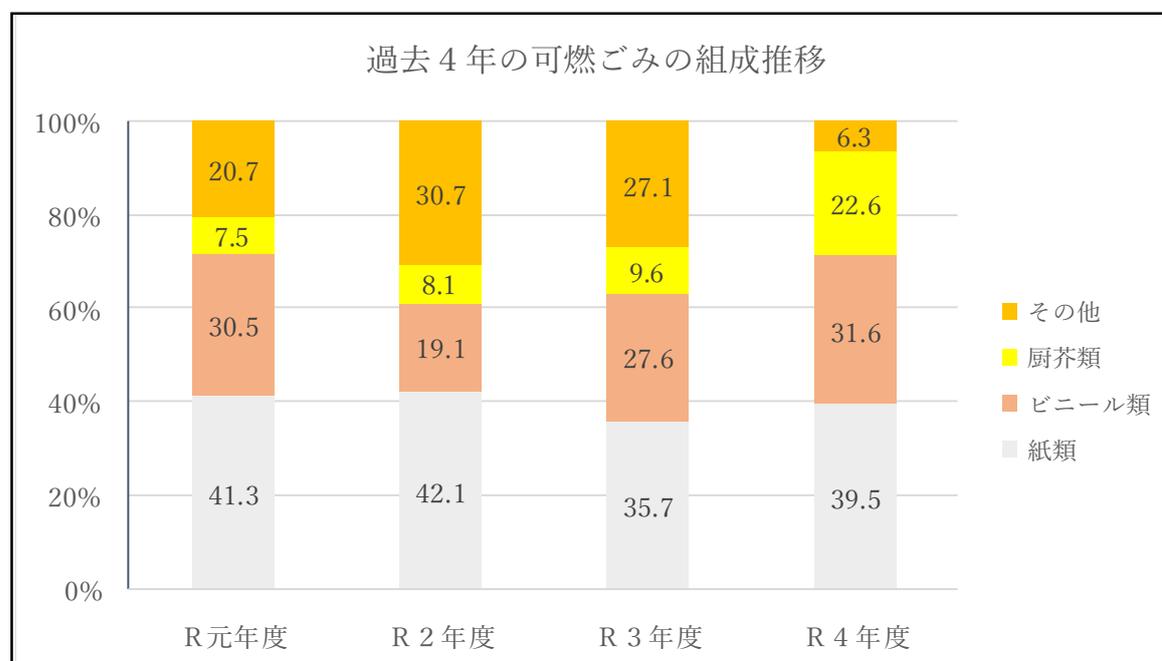


図2-1-5 ごみ質分析結果

5 中間処理

(1) 焼却処理

本市では、中間処理施設として、平成7年4月にごみ焼却施設「相生市美化センター」（以下、「美化センター」という。）を整備し可燃ごみの焼却処理を行っています。

また、可燃性粗大ごみについては、前処理施設にて破碎後、焼却処理を行っています。

ごみ焼却施設美化センターの概要は、表2-1-8及び図2-1-1、焼却処理量の実績は表2-1-9のとおりです。

表2-1-8 美化センター（ごみ焼却施設）の概要

名	称：相生市美化センター
所	在 地：相生市佐方峯浦753-1
炉	形 式：准連続燃焼式流動床炉
処	理 能 力：62 t／日（31 t／日×2炉）
竣	工 年 月 日：平成7年3月30日

表2-1-9 焼却処理量の実績

	単位：t			
	R元	R2	R3	R4
焼却処理量	8,222	8,172	8,118	8,014

(2) 資源化处理

市内から回収された資源ごみは、リサイクルセンターにて分別後、資源化可能なものについては破碎・圧縮・梱包し回収業者に引渡し再資源化を図っています。

資源ごみの処理量及び資源化量は、表2-1-4のとおりです。



6 最終処分

本市では、最終処分施設として昭和60年8月に埋立処分施設の「相生市最終処分場」（以下、「最終処分場」という。）を整備し、不燃ごみ及び可燃ごみの焼却残渣の埋立処分を行っています。最終処分場の概要は表2-1-10、埋立処分量の実績は表2-1-11のとおりです。

表2-1-10 相生市最終処分場の概要

名	称：相生市最終処分場
所	在 地：相生市相生字摺鉢山5306-9
埋	立 方 式：サンドイッチ方式
全	体 面 積：25,439㎡
埋	立 地 面 積：11,500㎡
埋	立 容 積：86,000㎡
供	用 開 始 年 月：昭和60年8月
残	余 容 量：27,007㎡（令和4年度末）

表2-1-11 最終処分量の推移

	R元	R2	R3	R4
埋立重量（t）	780	786	832	759
換算係数	1.0	1.0	1.0	1.0
埋立容量（㎡）	780	786	832	759
累計埋立容量（㎡）	56,616	57,402	58,234	58,993
埋立率	65.8%	66.7%	67.7%	68.6%
残余容量（㎡）	29,384	28,598	27,766	27,007

※換算係数は、1トン当たりの体積（㎡/t）



第2節 ごみの減量化・再生利用の実績

1 家庭系ごみの資源化の状況

本市における資源化量の推移は、下表のとおりです。

資源化量は、多少のばらつきがあるものの、全体的には減少の傾向が見られます。

また、種類別には紙類が、資源化量の大半を占める状況です。

表2-2-1 資源化量の推移

単位：t

区分\年度		R元	R2	R3	R4
資源化量	紙類	706	683	695	648
	金属類	238	217	187	170
	びん類	159	170	162	156
	ペットボトル	80	78	52	77
	容器包装プラスチック類	121	118	102	96
	発泡スチロール	7	9	8	8
	布類	4	-	-	-
	その他	7	7	6	13
	計 a	1,322	1,282	1,212	1,168
ごみ総排出量 b	9,803	9,702	9,383	9,188	
資源化率 a/b	13.5%	13.2%	12.9%	12.7%	

注) 資源化量＝直接資源化量(資源ごみ搬入分)＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

2 集団回収

集団回収は、子ども会等の地域団体回収の合計です。

集団回収量の推移は、下表のとおりです。

なお、地域団体等の集団回収に対して、「資源ごみ集団回収奨励金」を交付しています。

表2-2-2 集団回収量の推移

単位：t

区分\年度		R元	R2	R3	R4
団体回収	紙類	212	144	129	144
	布類	15	7	8	9
	集団回収計	227	151	137	153

第3節 問題点の整理と課題の抽出

1 ごみの発生抑制、減量化、再資源化

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、近年減少傾向となっています。その要因としては、循環型社会の推進及び再資源化の様々な取り組み、長期にわたる経済活動の低迷、市のごみ減量施策の浸透、それらに対する市民の協力が複合的に効果を上げているものと推測されます。

なお、今後更にごみの発生抑制と減量化を図るためには、生ごみの水切りや食品ロスの削減対策を図る必要があります。

(2) 再資源化

資源化量は、近年減少傾向となっています。これは5R運動の推進により製品等の購入抑制や有効利用により資源ごみの排出量が減少したものと推測されます。

なお、紙類の排出量が大幅に減少していますが、これは市内に点在する民間の資源回収ボックスの設置と市民の利用が影響しており、結果として、市の資源ごみ売却益の大幅な減益と数値上の資源化率（リサイクル率）の低下が課題となっています。

資源化の促進には、市民や事業者の協力が不可欠であり、分別排出の徹底等の啓発により理解と行動を求めると共に、市としても市民の資源ごみ排出にかかる利便性向上を図る必要があります。

2 収集・運搬

(1) 収集・運搬全般

ごみの収集運搬において、ごみ種別の増加や収集形態の多様化に対応した効率的な体系の確立が求められています。

また、直営と民間委託による収集により、効率的かつ効果的な体制づくりを行っています。

(2) 地区ステーション（ごみ集積所）

ステーションは、自治会などの地域住民組織が設置管理を行い、市及び委託事業者が排出されたごみの収集を行っています。

現在市内には約900箇所のステーションが設置されており、アパートの新築や市民の高齢化対応等によりその箇所数は微増傾向となっています。

今後は、収集の効率化と適正な事業運営のため、ステーションの統廃合や個別収集の検討を行う必要があります。

なお、本市では、地域住民がステーションにごみ箱やごみネットを設置する場合に、設置費の一部を補助しています。

(3) 資源ごみ回収拠点

資源ごみ回収拠点は、市内に約50箇所設置しています。

また、平成24年10月より家庭系資源ごみの排出の利便性を向上し、ごみ減量化、再資源化を促進するため、市役所庁舎敷地内に総合拠点を設置していましたが、令和5年3月より市民体育館北側に移設し、日常管理業務については、シルバー人材センターへ委託しています。

3 中間処理

(1) 焼却処理

本市のごみ焼却施設である美化センターは、供用後29年が経過し施設の老朽化に伴う焼却機能及び環境性能の低下が懸念されており、平成25年度から平成27年度までの3年間に於いて、大規模改修による施設の延命化工事を実施しています。

(2) 再資源化処理

再資源化については、分別収集後、リサイクルセンターで破砕、選別、圧縮、梱包等の作業を行っていますが、市民の利便性の確保と再資源化率の向上を目的として、現行の仕組みを改めて見直し、より効果的な運営を行う必要があります。



※イメージ

4 最終処分

最終処分場での埋立処分にかかる最終処分量は、処分品目の見直し及び分別・再資源化の徹底により、平成17年度から減少し、その後横ばい状況となっています。

その結果、令和4年度末の埋立率は68.6%で、現在の埋立の状況（品目、処分量）で推計すると後22年分の残余容量が確保されており、使用期間は建設当初の予定を大きく上回ることが予測されています。

なお、施設の延命利用においては、今後埋立を行う区域の施設底面の防水ゴムシートの張替え等の適正な維持管理が必要であり、環境配慮対策を含めた計画的な運用が課題となっています。

また、ごみ焼却施設から出るばいじん（焼却灰・飛灰）については、セメント固化したものを埋立処分していましたが、平成24年度からはダイオキシン対策としてより安全なキレート（薬剤）処理に変更しています。

5 適正処理困難物の取扱い

市が処理できない適正処理困難物については、専門業者や販売店に引き取りを依頼するよう市民に啓発を行っていますが、現状としては、処分先が明確でない若しくは業者に引き取りを拒否される等の課題があり、市としても責任ある処理ルート確保を行う等の対応が必要な状況となっています。

第4節 ごみ処理行政の動向

1 兵庫県資源循環推進計画（R6. 1）の概要

兵庫県では、「兵庫県資源循環推進計画」に基づき、一般廃棄物処理に関して、次の目標を設定しています。

（1）ごみの排出量

1人1日当たり集団回収量を除く家庭系ごみ排出量を、令和2年度 507g、令和7年度 463gと設定し、生活系ごみ減量としては目標達成に向け44gの削減が必要であります。

1人1日当たり44gの削減に向け、可燃ごみに混入している資源物（紙類やプラスチック、古繊維等）はきちんと分別するほか、燃えるごみの多くを占める生ごみの削減（水切り、食べ切り、使い切り）に取り組む必要があります。

（2）再生利用率

令和2年度の実績は、全国平均20.0%に対して兵庫県では15.5%と4.5ポイント低いことに加え、廃棄物の発生抑制や減量化等についても、依然として課題が残されています。

（3）最終処分量

排出量の発生抑制、再生利用量の増加等により減量を行い、令和2年度実績は206千tと、平成24年度から24.5%減少しています。

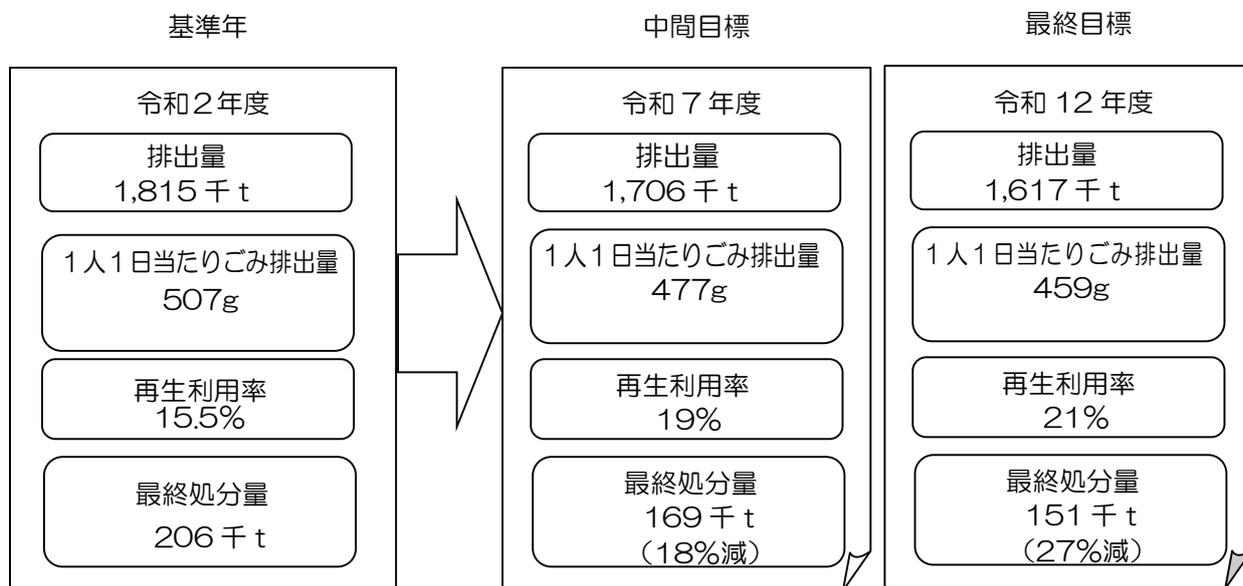


図2-4-1 兵庫県資源循環推進計画の一般廃棄物処理の目標値

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針及び目標値の設定

1 基本方針

循環型社会を構築するため、市民や事業者の理解と協力のもとに廃棄物の発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）などを行い、最終的に残った廃棄物については、資源化（リサイクル）及びエネルギー利用を推進し、処理の過程で生じる環境負荷の削減に努めます。

適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、確実な処分先を確保し適正処理を行うと共に、事業者に対して自主回収・資源化・適正処理のための協力等を求め、再生利用等の促進及び適正処理の実現に努めます。



2 兵庫県の計画と本市の目標値

兵庫県で設定されている減量化及び再資源化の目標値は、次の表のとおりです。各上位計画では、基準年度、目標年度及び基準となる数値が異なることから、同様に比較できませんが、本市の各種目標値は、これらの計画を踏まえ設定を行いました。

表3-1-1 計画における各種目標

	兵庫県資源循環推進計画	相生市
目標年度	令和12年度	令和7年度
基準年度	令和2年度	令和2年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量における減量化率	△9.5%	△5%
再資源化率 (リサイクル率)	21%	15%
最終処分量における減量化率	△27%	△10%

表3-1-2 本市の各種目標

対象区分	目標値	令和2年度	令和7年度
		基準年度	計画目標年度
家庭系ごみ	1人1日当たりごみ排出量を5%削減	579.7g/人・日	544.9g/人・日
事業系ごみ	年間排出量を5%削減	3,740 t	3,553 t
再資源化率 (リサイクル率)	15%	13.2%	15%
最終処分量	10%削減	786 t	707 t (10%削減)
焼却処理量	5%削減	8,172 t	7,763 t

第2節 ごみの減量化・再資源化計画

1 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の積算

ごみ排出量は、次の方法により推計しました。

家庭系ごみ量

＝基準年度の市民1人1日当たり排出量×0.94（目標値6%削減）×推計人口×年間日数

事業系ごみ量

＝基準年度の原単位日量×0.95（目標値5%削減）×年間日数

集団回収量

＝基準年度の原単位量（現状の維持を目標値とする）

(2) ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、次の表のとおりです。

表3-2-1 計画ごみ排出量

項目\年度		年度	令和2年度	令和7年度
		計画年度	基準年度	計画目標年度
推計人口		人	28,177	27,000
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	5,962	5,370
	事業系ごみ	t/年	3,740	3,553
	集団回収	t/年	151	151
	総排出量 計	t/年	9,853	9,074
ごみ排出量 原単位	家庭系ごみ	g/人・日	579.7	544.9
	事業系ごみ	t/日	10.2	9.7
	集団回収	g/人・日	14.7	15.3

2 ごみの減量化・再資源化促進のための具体的な取組み

ごみの排出を抑制し、排出されたごみは可能な限り再資源化を図り、ごみ処理における環境への負荷をできる限り低減するよう適正に処理することを本計画の重点課題として、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、市全域での一体的な取り組みを進めていきます。

市民に対しては、ごみの減量化・再資源化に関する情報を積極的に提供するとともに、啓発や教育活動を充実し、循環型社会の推進の意識が高まるよう努めていきます。

また、事業活動から排出されるごみの処理や資源化の責任は事業者にあるため、排出者責任に対する意識を高める啓発活動に取り組みます。

(1) 広報・啓発活動

- 広報紙や環境イベント、エコ活動を通じて、ごみの減量化、ごみ処理の円滑化及び再資源化についての市民の理解を深め、行政との協力体制づくりを進めます。
- 相生市民カレンダー（ごみカレンダー）の内容を充実し、分別排出基準の正しい理解を促します。
- リサイクル・リユース商品の優先購入を広報し、省資源化を促します。
- 市民や子どもを対象としたごみの減量化・再資源化の環境学習を進めます。特に小学校の環境学習での現場に触れる体験型の学習に取り組みます。

(2) 家庭系ごみの減量化・発生抑制

- 「あいおい市民地球温暖化対策チャレンジプラン」施策と連携し、行政と市民の協働により、CO₂の削減とともに、ごみの減量化、省資源・再資源化を進めます。
- ごみの減量化を進める市民活動を支援します。

(3) 事業系ごみの減量化対策

- 多量排出事業者および製造事業者に対し、自主回収の徹底を要請します。
- 梱包材等の再利用、コピー用紙等の再生利用及び資源ごみの資源化ルートへの排出の徹底を要請します。

(4) 集団回収の促進

- 市民及び各種団体における集団回収は、再資源化の啓蒙活動として位置づけ、引き続き活動を支援します。
- 量販店等の店舗回収は、事業者に対し排出者責任の意識向上を図り、回収品目の増種や市民の排出利便性の確保を促します。

(5) 再資源化

- 市民団体や量販店等と連携しマイバッグ運動を推進し、レジ袋の使用削減を図ります。
- 食用廃油のBDF（バイオディーゼル燃料）への再資源化を進めるため、食用廃油を分別排出・回収しやすい環境を整えます。
- 剪定枝の有効な再資源化の検討を行います。
- 民間の事業活動を含む市全体の資源化に関する数量把握と情報収集を行い、実態に応じた適切な施策の展開を図ります。



第3節 ごみの収集処理計画

1 ごみ処理量（中間処理量）

（1）ごみ量推計は次の方法により積算しました。

焼却量 令和2年度より5%削減

市収集・搬入 令和4年度より5%削減

総処理量 令和4年度より5%削減

（2）ごみ処理量の推計

ごみ処理量の推計は、次の下表のとおりです。

表 3-3-1 計画ごみ処理量

区分\年度		実 績			推 計
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
焼 却 量		8,172	8,118	8,014	7,763
市収集	可燃ごみ	4,314	4,243	4,114	3,908
	粗大ごみ	251	214	200	190
	資源ごみ	835	767	695	660
	小 計	5,400	5,224	5,009	4,758
搬 入	可燃ごみ	3,133	3,201	3,283	3,118
	不燃ごみ	91	48	45	43
	可燃粗大	549	456	401	381
	不燃粗大	267	216	206	196
	資源ごみ	262	238	244	232
	小 計	4,302	4,159	4,179	3,970
総 処 理 量		9,702	9,383	9,188	8,728

2 収集・運搬

(1) 収集・運搬に関する基本方針

ごみ収集・運搬は、市民生活に直接影響する重要な市民サービスの一環であるため、特に安定したより確実な業務の履行が必要となり今後も民間委託を含め、市全体の収集体制を勘案しながら、より効果的、効率的な体制の構築に努めます。

(2) 収集・運搬方式

- 家庭系ごみの収集・運搬は、現行通り地区ステーション回収方式を基本とし、資源ごみについては回収拠点の充実を図ります。(表 2-1-2 のとおり)
- 事業系ごみは、自己または許可業者による収集・運搬を基本とします。

(3) 収集・運搬の改善のための具体的な取組み

- 資源ごみ(全種別)の総合回収拠点を継続します。
- 適正処理困難物について、責任ある処理ルート確保を行います。
- 高齢者等の福祉対策として、多様なニーズに対応できる収集のあり方の検討を行います。

3 中間処理(焼却処理・再資源化処理)

(1) 基本方針

中間処理の体系は表2-1-3のとおりとします。

中間処理の施設管理及び業務運営については、効率的で適正な運営を図るため、業務委託等を含めた将来的な体制の検討を行います。

(2) 中間処理施設

ア) ごみ焼却施設

美化センターについて、老朽化に伴う施設の延命化のため、長寿命化計画を策定し、計画に基づいた適時の大規模改修と維持修繕を行い、焼却能力の維持と環境基準の遵守に努めます。

なお、施設の延命化に伴う大規模改修及び維持修繕、運転管理を含む維持管理業務については、延命期間を一括し、引き続き、長期包括責任委託により業務委託を行います。

- ・延命期間 平成25年度～令和10年度

また、新たな廃棄物処理施設として公民連携基本協定を締結のうえ、相生地域エネルギーセンターの整備計画を進めることとしています。

イ) 再資源化処理施設

再資源化処理施設(リサイクルセンター)について、再資源化の種別及び処理方法の再検討を行います。

また、併せて現行設備の更新及び新たな設備の導入等の検討を行います。

(3) 中間処理の改善のための具体的な取組み

- ばいじん(焼却灰、飛灰)処分の効果的なダイオキシン対策として、平成24年度よりセメント固化処理方式からキレート(薬剤)処理方式に変更しています。
- 増加傾向にある剪定枝の処理について、経済性と有益性を考慮した再資源化を検討します。

第4節 最終処分計画

1 最終処分量

(1) 最終処分量の積算

最終処分量は次の方法により積算しました。

$$\boxed{\text{最終処分量}} = \text{最終処分に係る目標値からの推計}$$

(2) 最終処分量の推計

最終処理量の推計は、下表のとおりです。

表 3-4-1 最終処分の計画処分量

単位：t

区分\年度		実績	推計
		令和2年度	令和7年度
最終処分場	焼却灰	88	79
	集じん灰	458	412
	埋立不燃	104	94
	汚泥	44	40
	下水汚泥	21	19
	砂	69	62
	その他	2	1
	埋立搬入量 合計	786	707
重量換算係数		1.0	1.0
累積埋立容量 (m ³)		57,402	61,300
	埋立率 (%)	66.7	71.3

(3) 最終処分にかかる基本方針

焼却処理に伴い発生した焼却残渣（焼却灰、集じん灰）及び埋立不燃（ガラス類、陶器類、土砂等）等の最終処分は、最終処分場にて適正に埋立処理を行っていますが、今後ごみの発生抑制の推進を図りながら最終処分場の更なる延命化を進めます。

また、将来的に現行の最終処分場の埋立処分が終了した場合、新たな処分先の確保は非常に困難であることより、広域処分場である大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス事業）への参画を予定していますが、現在、計画中である新たな民設民営によるごみ焼却場が完成すれば、民間事業者への引き取りも含め、検討を行います。

(4) 施策の展開

- 最終処分品目を現行のまま制限し、埋立処分量の安定と減量化を図ります。
- 浸透水の水質調査等を徹底し、環境負荷の低減に配慮します。

第4章 し尿処理基本計画

第1節 し尿処理の現況と課題

1 し尿処理の概況

本市のし尿処理は、生活排水処理として公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水や戸別合併処理浄化槽及び民間の合併処理浄化槽により進められています。

公共下水道は、平成元年3月より一部区域の供用開始を行い、令和2年度末では人口整備普及率99.9%、水洗化普及率も97.7%となり、ほぼ事業の終息を迎えています。

未接続の理由としては、家屋の老朽化や住民の高齢化が挙げられます。

し尿処理の収集量は、下水道の整備、普及により年々減少しています。

表4-1-1 生活排水処理の普及状況（R2末）

	世帯数（世帯）	人口（人）
行政区域内	13,223	28,647
供用開始区域内	13,220	28,639
整備普及率（%）	99.9	99.9
水洗化接続状況	12,827	27,991
水洗化普及率（%）	97.0	97.7

※合併処理浄化槽分を除く

表4-1-2 収集・処理の状況

単位：ℓ

年 度	処理量 (A+B)	収 集				搬 入 (B)
		一般	事業所	公共	小計 (A)	
R 2	1,277,880	262,900	43,100	300	306,300	971,580
R 3	1,953,600	256,500	49,300		305,800	1,648,000
R 4	1,643,940	245,400	54,450	2,800	302,650	1,341,290

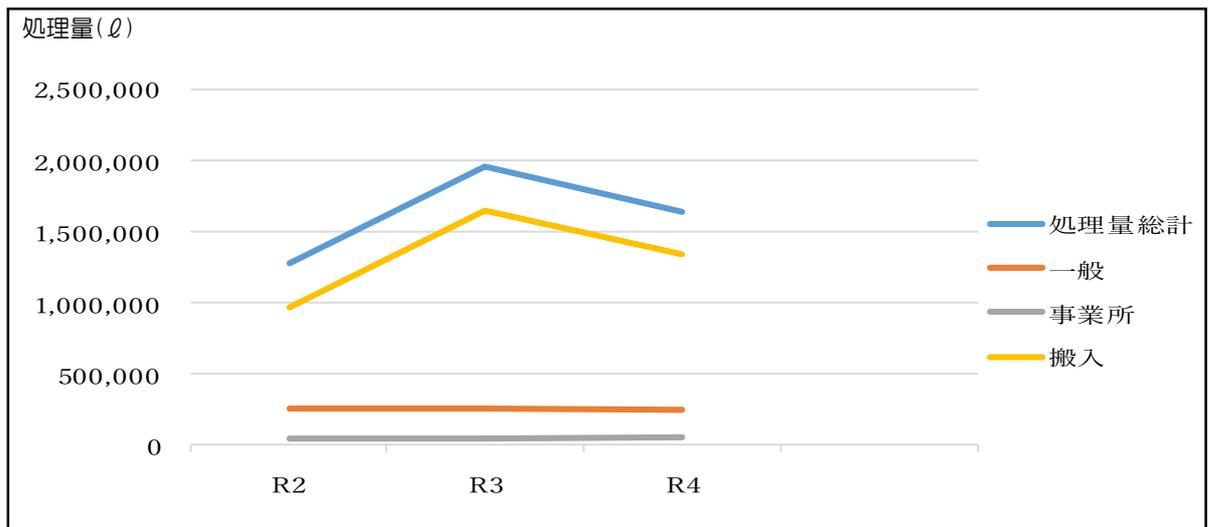


図4-1-1 収集・処理の状況

2 し尿の収集・運搬の現況

し尿及び浄化槽汚泥における収集運搬の対象範囲は市内全域となっています。

し尿に関する収集運搬については、直営の1班体制により週3日（月水金）で運営しています。

し尿の収集運搬にかかる体制と収集日数は、処理量に応じて均衡のとれた業務体制を適時維持しています。

浄化槽から発生する汚泥については、浄化槽管理（設置）者と許可業者6社との個別契約に基づき、許可業者が随時浄化槽の清掃及び収集運搬を行っています。

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理

収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理については、公共下水道終末処理場内にあるし尿前処理施設に投入し、し渣を除去した後、下水道水と混合し処理施設にて処理を行っています。

処理後の処理水は相生湾に放流され、汚泥は脱水ケーキとしてリサイクル資源に活用しています。

4 処理施設

(1) 公共下水道

市街化区域の生活排水処理は、公共下水道による処理を中心とします。

公共下水道については、終末処理場や管渠の老朽化が懸念されており、今後、延命化を含めた施設の再整備が課題となっています。

(2) 農業集落排水処理施設

市街化調整区域の生活排水処理は、農業集落排水処理施設による処理を中心とします。

(3) 戸別合併処理浄化槽

公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備区域外、あるいは公共下水道整備対象区域等であっても当面の整備が望めない地域における生活排水処理は、戸別合併処理浄化槽を中心とします。

第2節 し尿処理基本計画

1 基本目標

本市の公共下水道や農業集落排水処理施設等によるし尿及び生活雑排水の処理率（水洗化普及率）は、令和2年度末で97.7%となっています。

今後、更に公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別合併処理浄化槽の利用を促進し、環境衛生の向上を図っていきます

表4-2-1 相生市水洗化普及率

項目	R2	めざそう値
		R7
水洗化普及率	97.7%	100%

※水洗便所設置済人口÷処理区域内人口×100

2 水洗化率の向上

(1) し尿汲み取りへの対応

し尿汲み取り世帯について、水洗化できない個別の事情に対応した施策を検討し、公共下水道への切り替えを促します。

(2) 単独浄化槽への対応

単独浄化槽については、啓発を図り、公共下水道等への切り替えを促します。

また、切り替えに至るまでの間は、浄化槽維持管理状況の把握に努め、管理者に対し適正処理にかかる情報を共有し、衛生環境の保持に努めます。

3 収集運搬処理

(1) 収集運搬

収集運搬体制については、適時、し尿処理量等に対応した体制を検討します。

(2) 施設整備

処理施設については、公共下水道施設等の老朽化が懸念される中、長寿命化計画の策定等を行い、再整備等を検討し適正な管理を行います。

資 料 編

1 家庭系ごみ原単位の予測

(1) 家庭系ごみ原単位の推移

家庭系ごみ原単位の推移を、表資-1-1に示しています。

表資-1-1 家庭系ごみ原単位の推移

単位：g/人・日

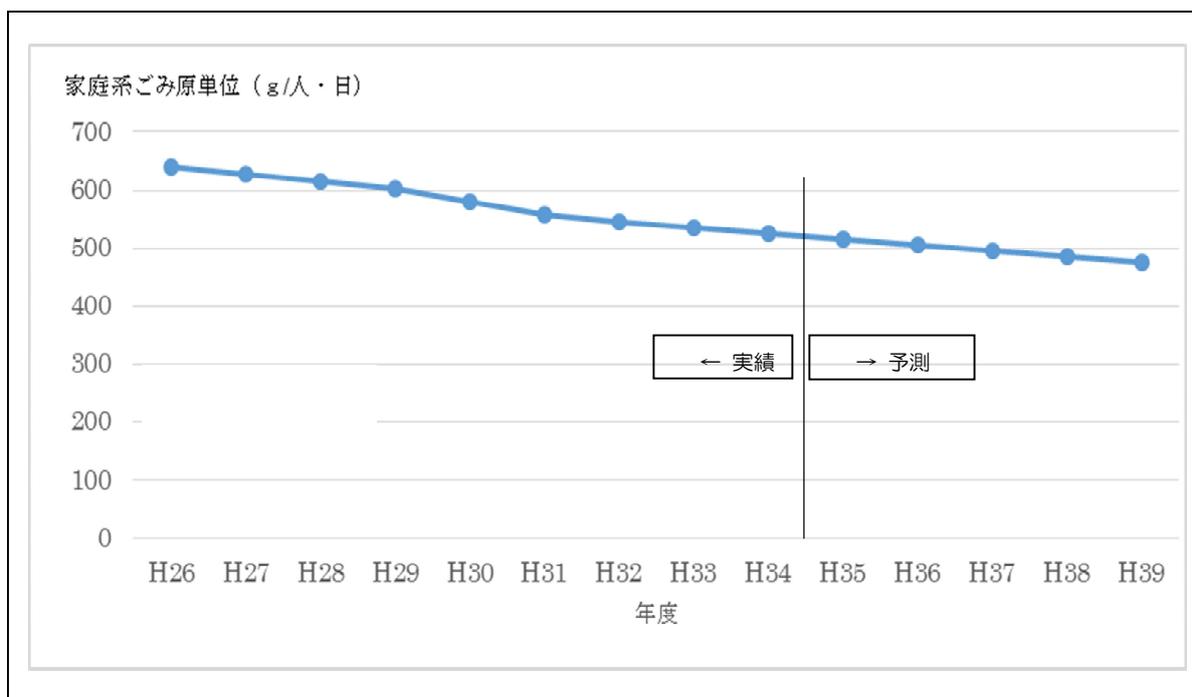
項目\年度	R2	R3	R4
家庭系ごみ原単位	579.7	555.3	541.5

(2) 家庭系ごみ原単位の予測

家庭系ごみ原単位の予測は、各種の予測式に過去5年間の実績をあてはめることにより行っています。

各予測式による家庭系ごみ原単位の将来推計値を図資-1-1に、各予測式による推計結果の重相関係数を表資-1-2に示しています。

また、家庭系ごみ原単位の将来推計値の推移を、表資-1-3に示しています。



図資-1-1 各予測式による家庭系ごみ原単位の将来推計値

表資-1-2 各予測式による推計結果の重相関係数

予測式	直線	分数	自然対数
重相関係数	0.9812	0.9786	0.9804

表資-1-3 家庭系ごみ原単位の将来推計値の推移

年度	ごみ原単位 (g)	年度	ごみ原単位 (g)
令和2年度	579	令和6年度	505
令和3年度	555	令和7年度	495
令和4年度	541	令和8年度	485
令和5年度	515	令和9年度	475

2 事業系ごみの予測

(1) 事業系ごみ日平均排出量の推移

事業系ごみ日平均排出量の推移を表資-1-4に示しています。

表資-1-4 事業系ごみ日平均排出量の推計

単位：t/日

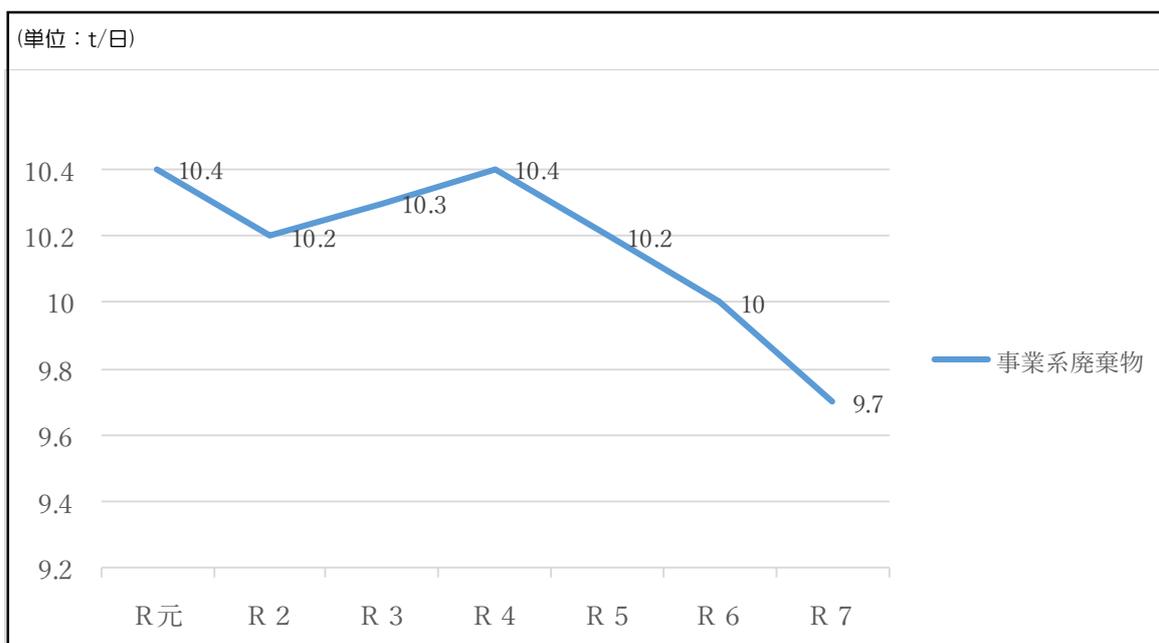
項目\年度		R元	R2	R3	R4	
○事業系廃棄物		t/日	10.4	10.2	10.3	10.4
収集ごみ(許可)		t/日	10.4	10.2	10.3	10.4
可燃ごみ		t/日	10.4	10.2	10.3	10.4
不燃ごみ		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0
資源ごみ		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 事業系ごみ日平均排出量の予測

事業系ごみ日平均排出量の予測は、各種の予測式に過去5年間の実績をあてはめることにより行っています。

各予測式による事業系ごみ日平均排出量の将来推計値を図資-1-2に、各予測式による推計結果の重相関係数を表資-1-5に示しています。

また、事業系ごみ日平均排出量の将来推計値の推移を表資-1-6に示しています



図資-1-2 各予測式による事業系ごみ日平均排出量の予測

表資-1-5 各予測式による推計結果の重相関係数

予測式	直線	分数	自然対数
重相関係数	0.1768	0.2190	0.1983

表資-1-6 事業系ごみ日平均排出量の将来推計値の推移
単位：t/日

年度	日平均排出量	年度	日平均排出量
令和元年度	10.4	令和6年度	8.6
令和2年度	10.2	令和7年度	8.6
令和3年度	10.3	令和8年度	8.6
令和4年度	10.4	令和9年度	8.6
令和5年度	9.5		

3 集団回収量の予測

(1) 集団回収原単位の推移

集団回収原単位の推移を、表資-1-7に示しています。

表資-1-7 集団回収原単位の推移

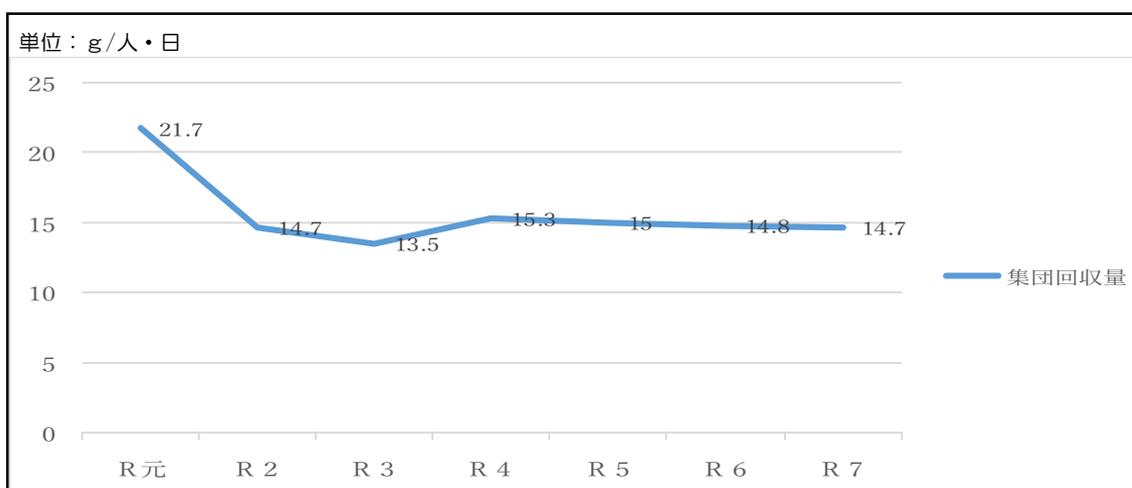
項目\年度	単位：g/人・日			
	R元	R2	R3	R4
○集団回収量	21.7	14.7	13.5	15.3

(2) 集団回収原単位の予測

集団回収原単位の予測は、各種の予測式に過去5年間の実績をあてはめることにより行っています。

各予測式による事業系ごみ日平均排出量の将来推計値を図資-1-3に、各予測式による推計結果の重相関係数を表資-1-8に示しています。

集団回収原単位の将来推計値の推移を、表資-1-9に示しています。



図資-1-3 各予測式による集団回収原単位の将来推計値

表資-1-8 各予測式による推計結果の重相関係数

予測式	直線	分数	自然対数
重相関係数	0.6188	0.5819	0.6005

表資-1-9 集団回収原単位の将来推計値の推移

単位：g／人・日

年度	集団回収原単位	年度	集団回収原単位
令和元年度	21.7	令和6年度	14.8
令和2年度	14.7	令和7年度	14.7
令和3年度	13.5	令和8年度	14.6
令和4年度	15.3	令和9年度	14.5
令和5年度	15.0		

本計画では、過去の実績数値を基に経年変化の傾向を時系列分析（トレンド法）を用いて将来予測しました。

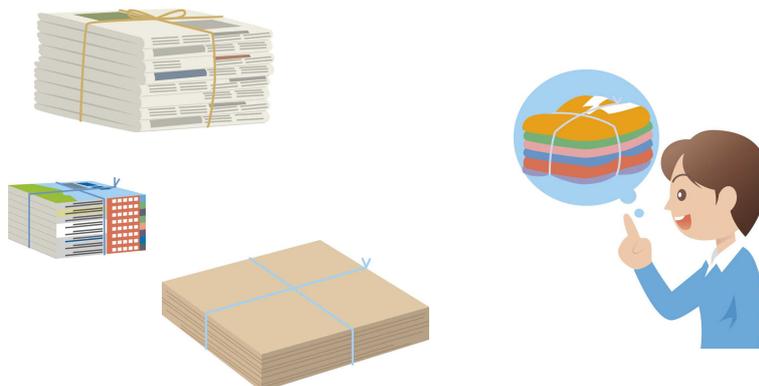
時系列分析は、過去の実績数値を一定の規則性を持つ回帰式に近似させ、その回帰式を将来まで延長することにより、将来の目標年度までの推計値を把握する手法で、一般的によく用いられる推計方法です。推計に用いた回帰式（6種類）を下記に示します。

資料としてはその内3種類（直線、分数、自然対数）を選定した。

式名	予測式
直線	$y=ax+b$
分数	$y=a/x+b$
自然対数	$y=a\log x+b$
べき乗	$y=ax^b$
指数	$y=ab^x$
ロジスティック	$y=k/(1+a\exp^{-bx})$

※ y：予測値 x：年度

※重相関係数：推計式が過去のデータ（実績値）に対してどの程度相関があるのかを示す指標で、1に近いほど相関が高いこととなります。



相生市一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月 発行

編集：相生市市民環境部環境課

〒678-8585 相生市旭1丁目1番3号

電話：0791-23-7131 FAX：0791-22-7157

メール kankyo@city.aioi.lg.jp